

【公判前整理手続】

- (1) 公判前整理手続の目的・流れ
 - 1 目的；公判審理の充実・迅速化
 - 2 主催者；受訴裁判所→積極的・主体的役割
 - ①公判においてする予定の主張を明らかにする
 - ②その証明に用いる証拠の取調べを請求する
→事件の争点を明らかにする
 - ③公判で取り調べる証拠
取調べの順序・方法を決定
公判期日を指定→明確な審理計画を策定
 - ④証拠開示制度、証拠開示に関する裁定の制度

#詳しい流れ

①公判前整理手続の開始

法 316 条の 2 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。（公判前整理手続）

裁判員法 49 条 裁判所は、対象事件については、第一回の公判期日前に、これを公判前整理手続に付さなければならない。

∴裁判員の参加を可能にし、負担を減らすため
→審理計画を立てる、争点を明確に示してかみ合った主張を提示、主張と判断すべき事項との関係の明示

第 316 条の 3 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。

2 訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

規 217 条の 22 訴訟関係人は、前条に規定する期限が定められた場合には、これを厳守し、事件の争点及び証拠の整理に支障を来さないようにしなければならない。

②証明予定事実記載書面提出・証拠調べ請求

法 316 条の 13 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実をいう。以下同じ。）を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

- 2 検察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。
- 3 前項の規定により証拠の取調べを請求するについては、第 299 条第 1 項の規定（相手方への証拠開示）は適用しない。
- 4 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第 1 項の書面の提出及び送付並びに第 2 項の請求の期限を定めるものとする。

規 217 条の 19 検察官は、法第 316 条の 13 第 1 項又は第 316 条の 21 第 1 項に規定する書面に証明予定事実を記載するについては、事件の争点及び証拠の整理に必要な事項を具体的かつ簡潔に明示しなければならない。

2 被告人又は弁護人は、法第 316 条の 17 第 1 項又は第 316 条の 22 第 1 項の規定により証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張を明らかにするについては、事件の争点及び証拠の整理に必要な事項を具体的かつ簡潔に明示しなければならない。

規 217 条の 20 検察官及び被告人又は弁護人は、証明予定事実を明らかにするに当たっては、事実とこれを証明するために用いる主要な証拠との関係を具体的に明示することその他の適当な方法によつて、事件の争点及び証拠の整理が円滑に行われるように努めなければならない。

③検察官請求証拠の開示

法 316 条の 14 検察官は、前条第 2 項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると史料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないとき認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると史料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

④類型証拠の開示請求

法 316 条の 15 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、

- ①次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、
 - ②特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、
 - ③被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、
 - ④その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度
 - ⑤並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。
- 2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- 一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
 - 二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関

係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

(類型証拠)

- 一 証拠物
- 二 第 321 条第 2 項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面
- 三 第 321 条第 3 項に規定する書面又はこれに準ずる書面
- 四 第 321 条第 4 項に規定する書面又はこれに準ずる書面
- 五 次に掲げる者の供述録取書等
- イ 検察官が証人として尋問を請求した者
- ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第 326 条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの
- 六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの
- 七 被告人の供述録取書等
- 八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

⑤検察官請求証拠に対する意見

主張明示、被告人側による証拠調べ請求・開示

法 316 条の 16 被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び前条第 1 項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第 326 条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

2 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

法 316 条の 17 被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び第 316 条の 15 第 1 項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第 316 条の 13 第 1 項後段の規定を準用する。

2 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第 316 条の 13 第 3 項の規定を準用する。

3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第 1 項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。

法 316 条の 18 被告人又は弁護人は、前条第 2 項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定

める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

法 316 条の 19 検察官は、前条の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、第 316 条の 17 第 2 項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠について、第 326 条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

2 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

⑥主張関連証拠の開示請求

法 316 条の 20 検察官は、第 316 条の 14 及び第 316 条の 15 第 1 項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第 316 条の 17 第 1 項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第 316 条の 14 第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
- 二 第 316 条の 17 第 1 項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

*証拠開示に伴う被害者保護

第 316 条の 23 第 299 条の 2 及び第 299 条の 3 の規定は、検察官又は弁護人がこの目の規定による証拠の開示をする場合についてこれを準用する。

第 299 条の 2 検察官又は弁護人は、前条第 1 項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることがないように配慮することを求めることができる。

第 299 条の 3 検察官は、第 299 条第 1 項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

⑦証明予定事実の追加的明示

法 316 条の 21 検察官は、第 316 条の 13 から前条までに規定する手続が終わった後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき証明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、第 316 条の 13 第 1 項後段の規定を準用する。

- 2 検察官は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第 316 条の 13 第 3 項の規定を準用する。
- 3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第 1 項の書面の提出及び送付並びに前項の請求の期限を定めることができる。
- 4 第 316 条の 14 から第 316 条の 16 までの規定は、第 2 項の規定により検察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

法 316 条の 22 被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 から第 316 条の 20 までに規定する手続が終わった後、第 316 条の 17 第 1 項の主張を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、裁判所及び検察官に対し、その追加し又は変更すべき主張を明らかにしなければならない。この場合においては、第 316 条の 13 第 1 項後段の規定を準用する。

- 2 被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第 316 条の 13 第 3 項の規定を準用する。
- 3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第 1 項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。
- 4 第 316 条の 18 及び第 316 条の 19 の規定は、第 2 項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。
- 5 第 316 条の 20 の規定は、第 1 項の追加し又は変更すべき主張に関連すると認められる証拠についてこれを準用する。

⑧公判前整理手続の終了

法 316 条の 24 裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

⑨公判期日

法 316 条の 31 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わった後、公判期日において、**当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。**

法 316 条の 32 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、第 298 条第 1 項の規定にかかわらず、**やむを得ない事由**によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わった後には、**証拠調べを請求することができない。**

- 2 前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない。

公判前整理期日の指定・期日

法 316 条の 6 裁判長は、訴訟関係人を出頭させて公判前整理手続をするときは、**公判前整理手続期日を定めなければならない。**

- 2 公判前整理手続期日は、これを**検察官、被告人及び弁護人に通知**しなければならない。
- 3 裁判長は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判前整理手続期日を変更することができる。この場合においては、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

法 316 条の 7 公判前整理手続期日に**検察官又は弁護人が出頭しない**ときは、その期日の手続を行うことができない。

法 316 条の 8 **弁護人が公判前整理手続期日に出頭しない**とき、又は在席しなくなつたときは、**裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。**

- 2 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

法 316 条の 9 被告人は、公判前整理手続期日に**出頭することができる。**

- 2 裁判所は、必要と認めるときは、被告人に対し、公判前整理手続期日に**出頭することを求める**ことができる。
- 3 裁判長は、被告人を出頭させて公判前整理手続をする場合には、被告人が出頭する最初の公判前整理手続期日において、**まず、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告知**しなければならない。

法 316 条の 10 裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめる必要があると認めるときは、公判前整理手続期日において被告人に対し質問を發し、及び弁護人に対し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

法 316 条の 11 裁判所は、**合議体の構成員に命じ、公判前整理手続**（第 316 条の 5 第 2 号（**訴因変更**）、第 7 号及び第 9 号から第 11 号までの**決定を除く。**）をさせることができる。この場合において、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

法 316 条の 12 公判前整理手続期日には、**裁判所書記官**を立ち合わせなければならない。→規 217 条 14

2 公判前整理手続期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、**公判前整理手続調書**を作成しなければならない。

規 217 条の 2 裁判所は、公判前整理手続においては、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるように公判の審理予定を定めなければならない。

2 訴訟関係人は、法及びこの規則に定める義務を履行することにより、前項の審理予定の策定に協力しなければならない。

(期限の厳守・法第 316 条の 13 等)

第 217 条の 22 訴訟関係人は、前条に規定する期限が定められた場合には、これを厳守し、事件の争点及び証拠の整理に支障を来さないようにしなければならない。

- (2) 公判前整理手続でできることは何か。
- ・公判前整理手続期日の指定・通知・変更（316条の6）
 - ・弁護人の選任（316条の8）
 - ・被告人への黙秘権等の告知（316条の9③）
 - ・訴訟関係人への釈明（規則208）
 - ・証拠調べの決定等のための必要な事実の取調べ(43条3項), 証拠書類または証拠物の提示を命ずること（規192条）
 - ・裁判員制度の対象事件→鑑定手続が可能（鑑定の経過及び結果の報告を除く, 裁判員法50条）

法316条の5 公判前整理手続においては、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 訴因又は罰条を明確にさせること。
- 二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。
- 三 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。
- 四 証拠調べの請求をさせること。
- 五 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。
- 六 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類について第326条の同意をするかどうかの意見を含む。）を確かめること。
- 七 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすること。
- 八 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。
- 九 証拠調べに関する異議の申立てに対して決定をすること。
- 十 第三目の定めるところにより証拠開示に関する裁定をすること。
- 十一 第316条の33第1項の規定による被告事件の手続への参加の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をすること。
- 十二 公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めること。

法316条の11 裁判所は、合議体の構成員に命じ、**公判前整理手続（第316条の5第2号、第7号及び第9号から第11号までの決定を除く。）**をさせることができる。この場合において、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

法316条の27 裁判所は、第316条の25第1項又は前条第1項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

- 2 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第1項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

(3) 公判前整理手続を経た事件において、裁判所がすべきこと。

- ア 公判段階で、当事者が新たな証拠請求をした場合
→証拠請求は制限される

法316条の32 公判前整理手続又は期日間整理手続に付され

た事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、第298条第1項の規定にかかわらず、**やむを得ない事由**によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、**証拠調べを請求することができない。**

- 2 前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない。

趣旨；本来行われるべき証拠調べ請求が行われず、新たな主張、証拠調べ請求のやりとりを許さざるを得なくなり、争点整理・主張整理をやり直す必要→公判前整理手続の実行性が損なわれ、公判審理の中断との事態を防ぐ。

- イ 公判段階で、当事者が新たな主張をし始めた場合
→制限は不可。条文がない

∴被告人の発言を禁止して主張をやめさせるのは適当ではない。

ただし、整理手続の趣旨との関係では望ましいことではない。供述の信用性に影響あり。

【証拠開示手続】

目的；事件の争点及び証拠の整理を十分に行う手段
被告人側が防御の準備を十分に整えるためのもの
受訴裁判所による証拠開示に関する裁定を行う

ア(1) 証拠開示手続の種類

a 検察官請求証拠, b 類型証拠, c 主張関連証拠

(2) 基本的な流れ

●争点と証拠の整理のプロセスの第1段階

a 検察官請求証拠→請求後速やかに開示
証拠書類・証拠物→閲覧する機会を与える
証人等→氏名と住所, 供述録取書等の閲覧

b 類型証拠 (法 316 条の 15)

a を受けて, 防御方針を決めるためのもの
→弁護士から開示の請求があった場合

原則として速やかに開示される

必要と認めるときは, 開示の時期若しくは方法を指定し, 又は条件を付すことができる

#新たな証拠の作成を求めるものではない

●争点と証拠の整理のプロセスの第2段階

c 主張関連証拠 (同条の 20)

被告人・弁護士側が主張予定事項記載書面を提出した後請求する。

証拠の整理の一層の進展を促すもの

法 316 条の 15 検察官は, 前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、

- ① 次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、
- ② 特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、
- ③ 被告人又は弁護士から開示の請求があつた場合において、
- ④ a その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度
- ④ b 並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

- ★開示のポイント→検察官が証明しようとする事実と、齟齬、矛盾し、あるいは両立しない可能性があること
- ・信用性は考慮要素にならない。開示にあたりあらかじめ信用性を判断するのは、制度趣旨に合わない

#そのほかの類型

- 一 証拠物
- 二 第 321 条第 2 項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面
- 三 第 321 条第 3 項に規定する書面又はこれに準ずる書面
- 四 第 321 条第 4 項に規定する書面又はこれに準ずる書面
- 五 次に掲げる者の供述録取書等→供述の変遷を確認する
- イ 検察官が証人として尋問を請求した者
- ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第 326 条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

#供述録取書の内容が証言が予想される事項と関連があることを要する。

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

法 316 条の 20 検察官は、①第 316 条の 14 及び第 316 条の 15 第 1 項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、②第 316 条の 17 第 1 項の主張に関連すると認められるものについて、③被告人又は弁護士から開示の請求があつた場合において、④その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに⑤当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第 316 条の 14 第 1 号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 被告人又は弁護士は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
 - 二 第 316 条の 17 第 1 項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由
- # 弁護士による主張の明示がない場合→検察官に証拠開示義務は発生しない
- # 類型を明らかにする必要はないが、できる限り明らかにするのが望ましい。証拠を識別するに足りる事項を明らかにする必要もある

(証拠不開示の理由の告知・法第 316 条の 15 等)

規 217 条の 24 検察官は、法第 316 条の 15 第 1 項(法第 316 条の 21 第四項において準用する場合を含む。)又は第 316 条の 20 第 1 項(法第 316 条の 22 第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により被告人又は弁護士から開示の請求があつた証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護士に対し、開示しない理由を告げなければならない。

法 316 条の 25 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第 316 条の 14 (第 316 条の 21 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

法 316 条の 26 裁判所は、検察官が第 316 条の 14 若しくは第 316 条の 15 第 1 項 (第 316 条の 21 第 4 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 若しくは第 316 条の 20 第 1 項 (第 316 条の 22 第 5 項において準用する場合を含む。) の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第 316 条の 18 (第 316 条の 22 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第 316 条の 27 裁判所は、第 316 条の 25 第 1 項又は前条第 1 項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

2 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第 1 項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

3 第 1 項の規定は第 316 条の 25 第 3 項又は前条第 3 項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第 3 項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

イ 捜査官 A が参考人 B から事情徴収した内容を記録した捜査報告書の下記の定め該当性

① いわゆる伝聞にあたる。弾劾証拠との関係でも自己矛盾供述等にあたらぬ。

② B が「帰って欲しい」等と述べたことについての、D 自身の体験の供述。D が不審者情報を発信した B から何を言われたかは、D の捜査の適法性、D による職務質問の開始の立証に直接役立つ→伝聞ではない。

ウ 警察官の取調べメモは、証拠開示命令の対象となるか。
下記判例参照

【判例】◆刑事訴訟法 316 条の 15 第 1 項 6 号の「検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述」を内容とする供述書、供述録取書又は記録媒体は、供述者が直接体験した事実を記載したものあるいはその供述を録取・記録したものに限られ、「供述」には伝聞供述は含まれないとして、警察官の作成した捜査報告書の 6 号類型該当性が否定された事例

◆刑事訴訟法 316 条の 26 第 1 項の証拠開示命令の対象となる証拠は、必ずしも検察官が現に保管している証拠に限られず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含むとした事例

◆刑事訴訟法 316 条の 26 第 1 項の証拠開示命令の対象となる証拠は、検察官が現に保管している証拠に限られるか

◆取調べ警察官が犯罪捜査規範 13 条に基づき作成した備忘録は、刑事訴訟法 316 条の 26 第 1 項の証拠開示命令の対象となり得るか

◆取調べ警察官が、犯罪捜査規範 13 条に基づき作成した備忘録であつて、取調べの経過その他参考となるべき事項が記録され、捜査機関において保管されている書面は、当該事件の公判審理において、当該取調べ状況に関する証拠調べが行われる場合には、刑事訴訟法 316 条の 26 第 1 項の証拠開示命令の対象となり得る。

◆犯罪捜査に当たった警察官が犯罪捜査規範 13 条に基づき作成した備忘録であつて、捜査の経過その他参考となるべき事項が記録され、捜査機関において保管されている書面は、当該事件の公判審理において、当該捜査状況に関する証拠調べが行われる場合、証拠開示の対象となり得る

◆警察官が捜査の過程で作成し保管するメモが証拠開示命令の対象となるか否かの判断は、裁判所が行うべきであり、裁判所は、その判断のため必要があるときは、検察官に対し、同メモの提示を命ずることができる

◆警察官が捜査の過程で作成し保管するメモの提示命令に検察官が応じなかった場合に、同メモの開示を命じたことは違法ということはない

◆警察官が私費で購入したノートに記載し、一時期自宅に持ち帰っていた本件取調べメモについて、同メモは、捜査の過程で作成され、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易な証拠であり、弁護人の主張 (判文参照) と同メモの記載の間には一定の関連性が認められ、開示の必要性も肯認できないではなく、開示により特段の弊害が生じるおそれも認められず、その証拠開示を命じた判断は結論において是認できる。(補足意見及び反対意見がある。)

犯罪捜査規範 13 条 (備忘録)

警察官は、捜査を行うに当たり、当該事件の公判の審理に証人として出頭する場合を考慮し、および将来の捜査に資するため、その経過その他参考となるべき事項を明細に記録しておかなければならない。

(3) 公判前整理手続

(37頁)

問題17 公判前整理手続とは何か。

公判前整理手続とは、第1回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理するために行う公判準備のことである。

裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、決定で、事件を公判前整理手続に付することができる(法316条の2第1項)。ただし、裁判員の参加する裁判手続は必ず公判前整理手続に付さなければならない(裁判員法49条)。

問題18 公判前整理手続において裁判所及び訴訟関係人はどのようなことをするか。

① 検察官は、証明予定事実を記載した書面を裁判所に提出し、被告人又は弁護人に

これを送付する(316条の13I)。また、検察官は、証拠を厳選してその証明に用いる証拠の取調べを請求し(316条の13II, 検察官請求証拠)、これを速やかに開示しなければならない(316条の4)。さらに、検察官は、類型証拠について、被告人側から開示の請求があったときには、開示しなければならない場合がある(316条の15I前)。

② 被告人側は、検察官請求証拠について、証拠とすることに同意するかどうか又は

その取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにし(316条の16I)、被告人側の証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない(316条の17I)。また、被告人側は、証明予定事実の証明に用いる証拠の取調べを請求し(316条の17II)、これを速やかに開示しなければならない(316条の18)。

③ 検察官は、開示を受けた被告人側の証拠について、意見を明らかにしなければならない(316条の19I)。また、検察官は、主張関連証拠について、被告人側から開示の請求があったときには、開示しなければならない場合がある(316条の20I前)。

④ 検察官及び被告人側は、以上の手続が終わった後、証明予定事実あるいは主張を

追加し又は変更する必要がある場合には、速やかに、その証明予定事実を記載した書面の提出及び送付、あるいはその主張を明示しなければならないが、必要があるときは、速やかに、追加証拠の取調べを請求しなければならない(316条の21I II, 同条の22I II)。

⑤ 裁判所は、証拠開示をめぐる当事者間に争いが生じた場合などに裁定を行う。

裁判所の裁定に不服がある場合には、その決定に対し、即時抗告を行うことができる(316条の25, 同条の26)。また、裁判所は、事件の争点及び証拠の整理を進めていくために、316条の5各号の事項を行うことができる。

⑥ 裁判所は、公判前整理手続の終了に当たり、検察官及び被告人側との間で、事件

の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない(316条の24)。

問題19 証拠の開示はどのように行われるか。

ア 検察官による証拠開示

(ア) 検察官請求証拠の開示(法316条の14)

検察官は、検察官請求証拠について、請求後、速やかに、被告人側に対し、証拠書類又は証拠物について閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧・投写の機会)を与え、証人等については、その氏名と住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、公判期日において供述すると思われる内容が明らかになるもの(当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときは、その内容の要旨を記載した書面)を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧・謄写の機会)を与えなければならない。

(イ) 類型証拠の開示(法316条の15条第1項前段) 検察官は、(ア)以外でも一定の類型(法316条の15第1項1ないし8号)に該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められる証拠について、被告人又は弁護人から開示の請求があった場合には、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示を求めるとの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、開示をしなければならない。

(ウ) 主張関連証拠の開示(法316条の20第1項前段) 検察官は、(ア)(イ)以外でも被告人側が明らかにした証明予定事実その他の事実上及び法律上の主張に関連する証拠について、被告人又は弁護人から開示の請求があった場合には、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、開示をしなければならない。

(エ) 被告人側は、(イ)(ウ)において開示を求める証拠を識別するに足りる事項及び開示が必要である理由等を明らかにする必要がある(法316条の15第2項, 同条の20第2項)。

また、(イ)(ウ)は、いずれも原則として、速やかに、(ア)の場合と同様の方法により行われるが、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる(法316条の15第1項後段, 同条の20第1項後段)。

なお、被害者等の保護の観点から、証拠開示に当たり、検察官と弁護人は、相手方に対し、証人等の安全が脅かされないように配慮を求めることができ(法316条の23, 299条の2)、検察官は、弁護人に対し、被害者特定事項がみだりに、被告人を含む他人に知られないようにするよう求めることができる(法316条の23, 299条の3)。

イ 被告人側の請求証拠の開示

被告人側の証明予定事実の証明に用いるために取調べを請求した証拠につき、速やかに、検察官に対し、本条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない(法316条の18)。

ウ 証拠開示に関する裁定

裁判所は、公判前整理手続に付された事件におい

て、証拠開示をめぐる当事者間に争いが生じた場合などに裁定を行う。

裁判所は、証拠開示の必要性の程度並びに証拠開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、検察官請求証拠については検察官の請求により、被告人側請求証拠については被告人側の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる（法 316 条の 25 第 1 項）。

また、裁判所は、検察官が検察官請求証拠、類型証拠若しくは主張関連証拠として開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人側が被告人側請求証拠として開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手側の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない（法 316 条の 26 第 1 項前段）。

概要 27 頁～32 頁。

問題 20 期日間整理手続とは何か

第 316 条の 28 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

→審理の経過によって整理の必要があることが明らかになった場合の手続

- 2 期日間整理手続については、前款（＝公判前整理手続の定め、第 316 条の 2 第 1 項及び第 316 条の 9 第 3 項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第 316 条の 6 から第 316 条の 10 まで及び第 316 条の 12 中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。